とかち新聞
主筆　松山明
（発行所）北海道足寄部足寄町　とかち新聞社　電話２５５１番
本紙購読料　１部３５円　１カ月100円　１カ年前納1，000円

おどろいた

足寄町議会

またも違法議決まかりとおる

文化の日の表彰者の決定や教員住宅の新築予算補正などを主としてひらかれた十六日の臨時第七回足寄町議会では開会冒頭から前議会での〃十六対八の違法議決〃が問題となりました。

鳴海議員が再議を求める

大滝議長　このさい鳴海議員から前議会で決定された議員資格決定について緊急動議の通告がある

鳴海一郎議員　文書をもつて提出した、賛成者がいる

山本事務局長　通告書―久保田議員は地方自治法第九十二条の二に抵触するので会議規則第九十五条により資格の決定を要求する、証拠書類として工事請負契約書と検定願が添付されている

鳴海議員　九月二十二日の議会で神本議員ほか一名から資格決定要求書が出され、特別委員会の報告が九十二条の二に該当するとしこれを全員が認めたのに採決では該当しないとの結論が出た、このままでは自治法に違反する、町の将来どうなるかを恐れる、この議決は正しくないと判断する人情的に同士議員の失格を忍びず投票したともきくが良心的に町民の立場に立つて検討して頂きたい

大滝議長　質疑に入るがここで二件報告する、久保田議員から一身上の都合により辞職の願いが出された、もうひとつは足寄町政刷新協議会の松山明、前寺忠三郎、巌和衛の三氏から前議会の議決を再検討の申し入れがあった

微妙な自治省見解

斉藤副議長　その前に、自治省その他からの見解を参考に報告して頂きたい

山本事務局長　自治省に道を通じて、いつたん議決したものを再議決の点を照会した結果、町と議会との関係の再議はあるが、議会の機関意思の再議決はあり得ない、これはあくまで法理論上の考えで、カシのない議決の再議決は議会の権威がない、再議決に付した場合法律に明記してないので違法にはならない、との回答だった

福本義輝議員　討議をふり返り、特別委の報告により証拠書類が揃いそう解釈したが、報告のあとで斉藤委員長から『本人も反省し指名を遠慮した』といわれ事実のよい悪いでなく、反対、賛成の討論もないのに投票するのは救う方法ではないか、久保田氏も一介の労働者であり救う途とうけとつた、なにも盗みなどのハレンチ行為ではないので救う途がないのか

再議決はおかしい

遠山謙議員　自治省の返事はあたり前できく方もきく方である、経過から委員長報告は該当するとし、なにら意見もなく三分の二で否決はだれしもおかしいが疑義をもつ町民をわからせる必要がある、かるはずみの人情論で議決したのではない、久保田氏は単純な形式のあやまりで、理事者も認め、担当課長も個人でもよいと思つた、いつたん議決したものを再議決はおかしい、過半数の町民からあやまりだとされれば考えるべきで、再議決はおかしい

山本事務局長　特別多数決は第百二十七条の規定で本人が自発的に辞任しないかぎり解任の方策がないので決定機関ゃ議決に委ねた

福本議員　報告を認めて投票で反対の票決で、鳴海議員は議会の権威を失つたというが、報告を諒承する段階と採決にむじゅんはないか

大滝議長　委員会を構成し報告をうけて採決した、資格決定には三分の二以上の同意を要する、行政指導で議決上のカシはないとの回答を得た

このあと協議会にうつり

遠山議員　個人と法人とのとりはこびがまずかった

議員自らを律せよ

神本議員　六月に発見したが、久保田議員の工事の内容は一般業者なら許されないように疑いをもたれるこんごかりにまたおきても九十二条の二にふれないことになる、自粛の申し合せもできない、理事者が認めたからというが議員として承知しており議員自らが律しなければならない

鳴海議員　自治省の見解は良識ある議決を尊重している、事実九十二条の二に該当しているのに該当しないと議決した、事実を否定している、出発点に直さなければならない、自治省も口出しはできない

矢野寛一議員　議員が該当した場合議決はいらない即失職である、議決自体が間違いである

遠山議員　神本議員はこんごというがこれはケースバイケースで理事者側も不注意だつた、町民の半数以上がなつとくしないなら責任をとる、議決し直しはやるべきでない

矢野議員　久保田氏個人の問題でなく議会の在り方が問題である、自治法に間違つたものに固執するのが問違いで、改めることで議会の権威がたかめられる、明らかに間違いは即座に改めるべきだ

正しい判断で再議

香川博彦議員　再議は不自然だが問違つた議決は正しい判断の議決にすべきだ本人から辞表を出されたことも考え、もう一度再議に付し真剣にとりくむべきだ

遠山議員　自治法は守るべきだが自主的に判断した見解の相異である、あやまちと思つていない

矢野議員　どこがあやまちでないのか、遠山議員にききたい

我妻茂治議員　私が質問したが、町の明るい正常な政治をおこなつてもらいたい、私と久保田氏と喧嘩しているためと吹聴している人もいるそうだか、そういうことはない、法は法、個人は個人で無関係である、私は老い先も短いが町を明るくしたい、正しい気持をもつて申しあげる

新沼芳雄議員　議決の再議が正しいか、謙虚に考えて前例がない、再議するならまだほかに再議するものがある

斉藤昇副議長　結論的に再議に付すべきでない、我妻議員の発言は清純な発言と信ずるが、事実は事実として発言してほしい

矢野題員　新沼議員はほかに再議するものがあるなら出すべきで、遠慮すべきでない

鳴海議員　堂々めぐりをしているが、新沼、遠山議員は議会の権威をどう考えるのか

遠山議員　責任をもつてなされるので、軽卒であつてはならなん、あやまちだと簡単に改めるべきでない

鳴海議員　みなさんは正しい町政を訴えて出てきた個人の立場でなく町民の立場に立つて、事実を否定した議決を直すことが権威である

遠山議員　議員として権威のあるものは議会で出された判断である

11対9で不採択

などの発言があつて本会議を再開

斉藤副議長　論議をつくしたので議事を進行したい

大滝議長　鳴海議員の本件を再議に付すべきかどうか採決したい

ここで挙手採決の結果、賛成は鳴海一郎、斉藤祐一、大久保繁、佐々木政一、我妻茂治、神本三也、矢野寛一、吉田吉之助、香川博彦の九議員、反対は青木収、遠山謙、阿部俊夫、山内勝治、福本義輝、加藤伊三郎、伊藤義夫、新沼芳離、大野耕太郎、大原茂、斉藤昇の十一議員で鳴海議員の再議の動議は不採択となり、前議会の違法な議決がふたたびまかりとおるというおどろくべき町議会となりました。

久保田議員の辞職を許可

このあと久保田庄太郎議員の辞職願いの件を上程

新沼議員　本人の良識によるもので、ききとどけてやつて頂きたい

鳴海議員　一身上の都合とはどういうことか

大滝議長　机の上においてあつたので―

鳴海議員　議会の同意を得るには理由が明確でなければ判断できない

遠山議員　本人の辞職は議長も認められる

斉藤副議長　私がいたときにおいていつた、認めるべきである

矢野議員　辞表はわかつたが、片一方は（十一対九の採決で）議決してやめるなとした、町民はおかしいと再議しないようにした以上は本人の意思を考える必要はない

鳴海議員　迷惑をかけたためか、別な事情か、明確にしたい

ここで大滝議長が久保田議員に電話したうえ

大滝議長　只今久保田議員に電話で一身上の内容を問い合せたが、こんにちまで議会や町内に多大の紛争のきたしたので辞職するが自分のためとの申し出があった

との報告があつて辞職を許可しました。

（以下裏面へつづく）

初の国連演説だが

国連総会で二十二日に日本の首相がはじめて演説をしたが、内容はお粗末。

×　×

カナダですら現実にそつて中国を承認したのに、アジアの経済大国をもつて任ずる日本がそれもできないでいて大国ぶつても国連総会では小国なみ。

×　×

ただアメリカの鼻息をうかがいながらの日本外交では国際舞台では問題にされません。

×　×

アメリカともなかよく、ソ連、中国とも友好関係を

社説　町民を代表する資格があるのか

（一）

議会がいつたん議決したものを再議に付して議決を変更する、変更した議決をまた変更するということでは議決は確定せず議会の権威がなくなるので、議決の変更に疑義を示した自治省の見解は一般論、原則論としては正しいが、日本ではじめて発生したといわれるこのたびの足寄町議会のブザマな特殊異常な事態を正常化するためには役に立たないし、なんでもかんでも国や道のお役人の指図どおりにふりまわされるのでは自治体とはいえません。

（二）

議員や委員がその町と請負や物品供給や労務提供などの営利関係をもつことは、だれが考えても好ましくない〃二足のワラジ〃であり地方自治法でハッキリと禁止されているのであり、それがわからないようでは議員や委員の資格がないというもので、営利関係をもちたければ男らしくアッサリ議員や委員をやめるべきでやめないならばスッキリと営利関係をたちきることです。

（三）

このことについては三年前に阿部俊夫議員の町有林事業の請負に関して議会が論議をつくしており、議員にしても理事者側にしてもいまになって気がつかなかつたとか不勉強だつたでいい逃れのできる筋合いではなく、まして十六対八の多数決で問題をウヤムヤにしてしまつたことは、町民の存在を無視して議決権の乱用悪用におよんだもので、足寄町史に一大汚点を残したものとして、この議会のやり方が問題となつたので[illegible]

（四）

この不明朗な事態を黙視[illegible]きないとして町民有志が[illegible]題の議決について再検討を申し入れたところ、五日に正副議長、常任委員長、同副委員長があつまつて協議した結果、十六日の議会で議決変更を全員で申し合せさらに前日の十五日に常任委員長以上があつまつてこれを確認したというのに、翌日の本会議ではこれが逆転して再検討の議決変更どころか再議に付すことに反対多数でまたまた恥の上塗りとなりました。

（五）

いやしくも正副議長、常任委員長、同副委員長が一致して申し合せたことが本会議でみじめにウツチャリをくつているばかりでなく、それらの最高幹部のなかから裏切り者が出ていることで、しかもさきの特別委員会で請負禁止規定に該当するとの結論を出した委員がその結論を裏切る行動に出ているなど、議員としての品性を疑われるものの悪あがきによつて法律無視、住民不在の多数決がまかりとおる町議会では、真に町民を代表するに価いするものといえるかどうかです。

◎造材
マツカラーチエンソー
スチール　チエンソー
共立　チエンソー

◎造林
イリノ　共立
日立　ロビソ　刈払機

◎建設
日立　マキタ　神鋼
電動工具

◎酪農
農業用絶対品！
モーアグラインダー（研磨用）
神鋼印新型売り出し記念　30台かぎり
市価一万二千九百円を九千五百円に割引

◎長運斉各種刃物豊富入荷！

機械の修理は迅速低格！　誠実本位！
有限会社　鈴木鋸刃物店
足寄町大通り　T　2307

家具と新建材販売！
既製家具から
注文建具、サツシ
新築・改築に御相談下さい！
桜井建具店
足寄町北５区　T　2362
建具製作部工場　西５区

不動産についての御相談は
調査　売買　あつせん　管理　分譲
代行　登記　損害保険　代理まで
同和、興和火災保険代理店
北海道免許十26
足寄不動産事務所
足寄町本通り三丁目　T二三四九

新畳　表替　中古畳　ふすま張替
二段ベッド
敷物一式
小林畳店
小林幸三郎
足寄町大通り山口整骨院前　T二四一八